

『暮らしの事件簿』

FILE 2

整理解雇の際の注意点

～弁護士センセイたちのこぼれ話～

家庭内のトラブルや雇用、取引、交通事故や財産管理…と私たちの日常に発生するさまざまな法律の疑問、質問に弁護士の先生方がお答えいたします。

Q.

私は、地場で製造業の会社を長年営んでいますが、最近経営状況が芳しくありません。そのため、やむをえず、従業員を解雇して人を減らそうと考えていますが、このような経営不振を理由として従業員を解雇にすることができのでしょうか。また、その際どのような点に注意すべきでしょうか。
(大分市 Sさん・男性)

A.

1、『解雇』は、労働者が自ら退職をする『辞職』や、双方での合意に基づく『合意解約』と異なり、使用者(会社側)による一方的な意思表示で労働契約が解約されることとなります。

従って、解雇は、使用者の一方的な解雇によって労働者は職を失うことになってしまいますので、労働法上は労働者保護の観点から、解雇について厳しい制限をしています。

2、『解雇』には『懲戒解雇』、『普通解雇』の二種類があります。

3、『懲戒解雇』は、従業員が業務上横領など企業秩序違反をした場合に制裁としてするもので、通常就業規則等で労働者は退職金の支給も受けられなくなります。従って、普通解雇の場合と比較

して懲戒解雇の場合はより厳しく制約を受けることとなります。

4、ただ、普通解雇の場合でも、会社側が自由に労働者を解雇できるわけではなく、解雇については相当の厳しい制限を受けることとなります。

即ち、普通解雇の場合でも、解雇に客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当性が認められない場合は、解雇は無効とされます(労働契約法16条)。

5、本件のように、会社が経営不振になつて従業員を整理する場合になす解雇は『整理解雇』といわれ、普通解雇としてなされません。

この整理解雇が、客観的な理由があり、社会通念上相当として認められるためには、判例は四つの要件を基準に判断しています。

整理解雇の4つの要件とは、人員削減の必要性、解雇回避努力、被解雇者選定の合理性、解雇手続きの妥当性であり、これらの要素を総合的に判断することになります。

人員削減の必要性としては、整理解雇をしなければいけないような経営不振等の会社の合理的な必要性が求められます。従って、特段経営上必要性が乏しいにもかかわらず安易に整理解雇を強行すると解雇が無効にされてしまうリスクが高いので注意が必要です。

また、解雇回避努力として、事前に新規採用の停止、役員報酬のカット、賞与のカット・停止、希望退職者の募集などの解雇回避努力の措置を講じていないければ、整理解雇が無効とされかねないので、整理解雇の前に努力措置を講じたかどうかのチェックが必要です。

そして、誰を整理解雇するのかの選定について合理性を欠くときも、整理解雇が無効になるリスクが求められます。被解雇者の選定にあたっては客観的で合理的な基準(勤務成績、勤務年数、年齢、職種、企業貢献度等)を設定し、公正な適用をせずに、企業への貢献度が高かったり、経済的打撃が大きい人を不合理に整理解雇の対象者に選んでしまうと整理解雇が無効にされてしまう危険が高いので注意が必要です。

更に、整理解雇にあたっては、使用者

は労働者本人或いは労働組合に対し、整理解雇の必要性等について十分に協議する義務があるので、そのような協議を一切しないまま一方的に整理解雇をしてしまうと後日整理解雇が覆りかねないので、この点も注意が必要です。

実際、人員整理がやむを得ない事情であることなどを説明せず、希望退職者の募集の措置をとることなくした整理解雇が無効とした事例があります(最高裁昭和五十八年十月二十七日：あさひ保育園事件)

6、以上のとおり、整理解雇をするに際しては事前に弁護士等の専門家と十分協議をしたうえで慎重に整理解雇の手続きを検討する必要があります。



◎今回お話いただいたのは

弁護士 柳澤 賢二先生



● 誌面協力いただいた法律事務所の方々 ●

<p>奥田・二子石法律事務所 <small>おくだ かんすけ</small> 弁護士 奥田 貫介 福岡市中央区大名2-4-19 福岡赤坂ビル601 ☎ 092-739-6262</p>	<p>柳澤法律事務所 <small>やなぎさわ けんじ</small> 弁護士 柳澤 賢二 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士赤坂ビル6F ☎ 092-720-5366</p> 
<p>田代法律事務所 <small>たしろ むしろう</small> 弁護士 田代 祐誠 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士赤坂ビル9F ☎ 092-717-3066</p>	
<p>弁護士 山田訓敬法律事務所 <small>やまだ くにたか</small> 弁護士 山田 訓敬 福岡市中央区大名2-11-25 新栄ビル5F ☎ 092-738-3377</p>	